平成２５年（フ）第３３２号
仙台市若林区木ノ下４丁目８番23号　菅原ハイツ202
債務者　佐藤　智子（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３５０号
仙台市青葉区川平１丁目16番３号　パナハイツ川平203
債務者　遠藤　博史
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
広島市西区三篠町２丁目３番19―302号
債務者　柿原　恭司
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５４号
広島県東広島市西条町寺家7856番地１　ベルシティＡ204号
債務者　佐藤　史宜
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６７号
広島市佐伯区観音台１丁目37番５号
債務者　浅野　文子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７４号
広島市西区庚午北１丁目17番10号
債務者　遠藤　瑞香
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２００号
沖縄県糸満市字糸満175番地　丸幸アパート２―Ａ
債務者　上良　正樹
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３５号
栃木県足利市堀込町3026―４、住民票上の住所栃木県足利市西新井町3227番地５
債務者　原島　祐也
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第５０５号
東京都八王子市長沼町1302番地１都営長沼町第２アパート14号棟401号
債務者　齊藤　正美
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９１４号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡４丁目14番19号　鵠沼ビーナマンションＡ23
債務者　金丸　知史
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９９２号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北５丁目10番34号
債務者　籾山　芳仁
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９９号
東京都あきる野市野辺294番地１パビヨン吉村303号
債務者　小峰由紀夫
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８０号
釧路市昭和町３丁目１番５号
債務者　久川　俊和
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２９号
長野県佐久市臼田352番地１　グランユウ104
債務者　林脇　香里
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第３３０号
岡山市中区浜１丁目22番９号
債務者　永礼こと　永禮　直次
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２６２２号
北海道江別市大麻園町34番地　第11棟301号
破産者　鈴木　　勲
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３９号
富山市大泉本町２丁目２番21―202号　大泉公園前マンション、開始決定時の住所富山県黒部市三日市3741番地１
破産者　柴田　幸三
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部